

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 8 年 7 月 23 日付夕張市告示第 100 号により公告した条件付一般競争入札（以下、「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約者

夕張市長 厚 谷 司

2. 入札に関する事項

(1) 契約の名称

夕張市拠点複合施設りすた床及びガラス定期清掃業務

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

契約の日から令和 8 年 10 月 31 日

(4) 業務の場所

夕張市拠点複合施設りすた（夕張市南清水沢 4 丁目 48 番地 12）

3. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。） 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 夕張市が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 夕張市契約規則（昭和 39 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 2 条による指名登録台帳に記載されている者であること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度分の決算において、国又は地方公共団体から同様の業務の受託実績が 2 回以上あり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
ただし、更生手続き開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申し込み以前になされている場合はこの限りではない。
- (6) 夕張市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税）が完納されていること。
- (7) 仕様書の内容を熟知し、業務内容等を十分理解したうえで入札参加できること。

4. 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、政令第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「3. 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和 8 年 7 月 23 日(木)から 7 月 29 日(水)まで

(ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)により定められた祝日は除く)

イ 申請の方法

別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

〒 068-0536 夕張市南清水沢 4 丁目 48 番地 12 夕張市役所市民課南支所

エ 申請書類の提出方法

直接持参に限る

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5. 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のアに同じ。
(2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のウに同じ。
(3) 交付方法 夕張市役所市民課南支所で交付する。

6. 契約条項を示す場所

夕張市南清水沢 4 丁目 48 番地 12 夕張市役所市民課南支所

7. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市南清水沢 4 丁目 48 番地 12 夕張市拠点複合施設りすた 多目的室 2
(2) 入札日時 令和 8 年 8 月 5 日(水)午後 3 時 00 分
(3) 開札場所 (1)と同じ
(4) 開札日時 (2)と同じ
(5) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

8. 入札保証金

免除

9. 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第 167 条の 16 及び規則第 25 条の定めるところによる。

10. 送付による入札の可否

認めない。

11. 契約書作成の要否

要

12. その他

(1) 最低制限価格

この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

(2) 予定価格の公表

予定価格は公表しない。

(3) 無効入札

開札の時に於いて、3 に規定する資格を有しない者のした入札、規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札書記載の入札価格（税抜）が最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 夕張市役所市民課南支所

イ 所在地 〒068-0536 夕張市南清水沢 4 丁目 48 番地 12

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保障制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。